

H30. 6. 1

学生さんへ

***平成30年度学生定期健康診断を受検していない方、
要相談！**

～学校保健法に基づき、7月1日以降は健診を行えません～

保健室または学務担当で、**日程調整**をしましょう。

***視力検査**再**検査の方、保健室にきてください。**

***尿検査の結果は、結果が届き次第、
要再検査の方にご連絡します。**